

## あいおい損害保険が銀行代理業の許可を取得

2006年9月14日

あいおい損害保険株式会社（社長 児玉 正之）は、本年4月に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」に基づき、関東財務局長より銀行代理業の許可番号（関東財務局長（銀代）第4号）の通知を受けました。

当社は、金融庁の認可を得て昨年度より株式会社新銀行東京（代表執行役 仁司 泰正）および株式会社三菱東京UFJ銀行（頭取 畔柳 信雄）の銀行代理店として中小企業向け融資の取次ぎ業務（ ）を開始しておりましたが、今後、銀行代理業者として本業務の積極的な取扱いを進めてまいります。

当社は、これまでも、保険商品を中心としたサービス提供に加え、確定拠出年金事業（日本版401k）等の金融サービスも提供しておりますが、今後も、お客様のニーズに応じ、新たな金融サービスの提供を検討してまいります。

### 業務内容と取扱商品

当社が一定の要件を満たす中小企業等のお客様に対し、銀行の融資商品を案内・説明し、借入申込（新銀行東京の場合）または借入希望の取次ぎ（三菱東京UFJ銀行の場合）を行います。お客様が当社を通じてお申込みいただくと、金利（三菱東京UFJ銀行のみ）および手数料の優遇条件がございます。

### （ご参考）主な取扱い融資商品の概要

	新銀行東京	三菱東京UFJ銀行
商品名	新銀行の新融資「ポートフォリオ」	ビジネスローン「融活力（あいおい損保提携）」
あいおい優遇条件	手数料： (融資実行額 1,000万円以上) 21,000円 2,100円 (融資実行額 1,000万円未満) 2,100円 無料	金利： 年0.25%優遇  取扱手数料： 10,500円 無料
お申込人	事業法人および個人事業主 <sup>(注1)</sup>	事業法人 <sup>(注2)</sup>
ご融資金額	100万円以上5,000万円以下	500万円以上5,000万円以下
ご融資期間	6ヶ月以上5年以内	1ヶ月以上5年以内
金利	年2.175%～（'06.9.12現在） 審査結果に応じた銀行所定の金利を設定	通常年2.40%のところ年2.15%～金利優遇後 （'06.9.12現在） 審査結果に応じた銀行所定の金利を設定
担保・保証人	原則無担保・第三者保証不要	原則無担保・第三者保証不要

（注1）下記に該当するお客さま

- ・資本金9億円以下または従業員数300人以下の事業者および個人事業主の方
- ・東京都内に本社または主たる事業所を有している方
- ・直近2期以上の税務申告書・決算書提出済みの方
- ・業歴2年以上の方、税金の未納のない方、青色申告をされている方

（注2）下記に該当するお客さま

- ・業歴2年以上で確定決算書2期分をご提出可能な方
- ・最新決算期において債務超過でない方
- ・お申込時点において税金の未納がない方
- ・三菱東京UFJ銀行の窓口でお取引可能である方
- ・三菱東京UFJ銀行と与信取引がない方

以上